

3. 放課後児童対策について

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在（令和2年は7月1日現在）の状況を取りまとめているところであるが、令和4年においては、登録児童数、支援の単位数ともに増加し、過去最高値となった。

また、利用できなかった児童（待機児童）数は対前年1,764人増加し、15,180人（うち小学1年生～3年生7,540人（前年比+185人）、小学4年生～6年生7,640人（前年比+1,579人））となった。

（関連資料1・2参照）

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 登録児童数 | 1,392,158人（対前年比+43,883人） |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数 | 36,209支援の単位（対前年比+811支援の単位） |
| 3. 放課後児童クラブ数 | 26,683箇所（対前年比▲242箇所） |
| 4. 利用できなかった児童数 | 15,180人（対前年比+1,764人） |
| | うち、小学1年生～3年生 |
| | 7,540人（対前年比+185人） |
| | 小学4年生～6年生 |
| | 7,640人（対前年比+1,579人） |

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」という。）を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。

① 国全体の目標達成に向けた整備について（関連資料3・4参照）

「新・放課後子ども総合プラン」では、

(i) 放課後児童クラブについて、2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る（約122万人から約152万人）

(ii) 全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を

一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す

(iii) 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す

(iv) 放課後児童クラブは、単に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交流等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

こととしている。

令和5年度は「新プラン」の最終年度となることから、引き続き、市町村（特別区を含む。以下同じ）におかれては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進め、待機児童の解消に向けた取組を進めていただきたい。

また、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、関係者間の連携・協力を進め、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

なお、学校内で放課後児童クラブを実施する場合の、学校施設の管理運営に関する関係者の不安を払拭するため、学校、教育委員会、事業の実施主体等の間で取り決める協定書のひな形を作成し、令和元年7月4日付け事務連絡で周知しているので参考にされたい。加えて、「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているため、積極的にご活用いただきたい。

② 一体型の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新プラン」において、2023年度末までに、1万か所の一体型による実施を目指している。同一学校内等で両事業を実施する場合、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

なお、「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があり、特に、放課後児童クラブについては、こどもが安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める放課後児童クラブの設備運営基準を満たすことが必要である。

③ 「放課後児童対策に関する専門委員会」について

放課後児童対策については、本年4月から「こども家庭庁」へ移管することとなるため、放課後児童対策の現状や課題、今後の方向性を整理し、こども家庭庁において継続的に議論が行えるよう、「社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）を令和4年6月から令和5年2月まで5回開催し、放課後児童対策の今後の方向性についてのとりまとめを行った。

専門委員会では、放課後児童クラブの課題として、

- ・放課後児童クラブの待機児童対策
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進
- ・障害のあるこどものインクルージョンの推進

について議論を行い、他の放課後のこどもの居場所づくりに関する施策との関係を含めた待機児童の考え方の整理、学校等の関係機関や障害児支援施策との連携、放課後児童支援員等の人材の確保など様々な課題が挙げられた。

また、児童館については、専門委員会の下に「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」を設置（令和4年8月～11月までに3回開催）し、現状や課題、今後のあり方等に関する検討を行い、

- ・こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化
 - ・ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化
 - ・大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化
- の3点を柱とした、児童館の機能強化等の方向性をとりまとめた。

とりまとめた課題等を含め、放課後児童対策に関する検討は、今後、こども家庭庁において議論される「全てのこどもの居場所づくり」の枠組みの中で行われることとなるのでご承知おきいただきたい。

（2）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌

化に伴う条例改正等の状況について

① 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について (関連資料5参照)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号。以下「地方分権一括法」という。)において、市町村が放課後児童クラブの設備及び運営に関して、条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)を参酌することとした(令和2年4月1日施行)。

今般の設備運営基準における人員配置・資格要件基準の参酌化に伴い、これまで3カ年にわたり、各市区町村の条例改正の状況等の調査を実施し、令和4年4月1日現在で、放課後児童クラブを実施している自治体1,629か所のうち、649か所(39.8%)において、人員配置・資格要件基準について改正が行われている。

なお、改正が行われた649か所のうち88.9%(577か所)は、認定資格研修修了要件の経過措置期間の延長のみの改正が行われている。

(具体的な改正内容) ※複数回答

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・放課後児童支援員の配置及び員数 | 64か所(9.9%) |
| ・放課後児童支援員の資格要件 | 11か所(1.7%) |
| ・認定資格研修修了に係る経過措置延長 | 622か所(95.8%) |
| ・職員の専任規定 | 2か所(0.3%) |

i 放課後児童支援員の配置及び員数に関する改正について

放課後児童支援員の配置及び員数に関する改正については64か所(9.9%)で行われ、改正内容の多くが「放課後児童支援員の1人配置を可とする」ものとなっている。

(具体的な改正内容)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・放課後児童支援員の1人配置を可とするもの | 46か所(71.9%) |
| ・補助員の2人以上配置を可とするもの | 5か所(7.8%) |
| ・補助員の1人配置を可とするもの | 7か所(10.9%) |
| ・その他 | 6か所(9.4%) |

また、国の基準と異なる配置を認める場合、多くの市町村において、利用児童が常時少数である事業所であることや、利用児童が少ない特

定の時間帯や曜日であることなどを要件としている。

(具体的な改正内容) ※複数回答

- | | |
|------------------|--------------|
| ・利用児童数が20人未満の事業所 | 26か所 (40.6%) |
| ・夕方等の特定の時間帯 | 13か所 (20.3%) |
| ・土曜日等の特定の曜日 | 11か所 (17.2%) |
| ・その他 | 22か所 (34.4%) |
| ・特段の制限は設けていない | 6か所 (9.4%) |

設備運営基準と異なる規定を設けている自治体においては、条例等において、例えば、1人配置の場合に、常時連絡可能な職員を設定し、緊急時に速やかに応援職員が駆けつけられる体制を確保するなど、職員一人では対応が困難になった場合等における安全確保策を併せて定めている。

事業をいかなる体制で運営する場合でも、こどもの安全の確保について最大限留意することが必要なため、現在、安全確保策を策定していない自治体や、今後、放課後児童支援員等の員数について設備運営基準と異なる規定を策定予定である自治体においては、必ず利用児童の安全確保方策について条例等(要綱、通知等を含む。)により定めるとともに、それによる対策を講じていただくようお願いする。

また、子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)においては、「放課後児童支援員、補助員の員数」に係る補助要件を下記のとおり定めており、実際に設備運営基準と異なる基準により職員配置を行う場合は、条例等(要綱、通知等を含む。)により利用児童の安全確保方策を定めること等が必要となるためご留意願いたい。

(子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)における補助要件)

- ・ 設備運営基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。
- ・ なお、上記によらない場合でも、児童の支援に支障がなく、条例等により利用児童の安全確保方策について定め、それによる対策を講じている場合については、本事業の対象とする。

- ii 放課後児童支援員の資格に関する改正について
放課後児童支援員の資格に関する改正については11か所(1.7%)で

行われている。

(具体的な改正内容) ※複数回答

- ・設備運営基準と異なる基礎資格とするもの 6か所 (54.5%)
- ・放課後児童支援員認定資格研修修了義務
「なし」とするもの 6か所 (54.5%)

設備運営基準の参酌化により、自治体においては、当該基準を参照しつつ、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定めることが可能となっているが、放課後児童支援員としての全国共通の認定資格を付与するためには、設備運営基準第10条第3項に規定する要件を満たす必要があることにご留意いただきたい。

なお、認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するものであり、事業の質を高める上で極めて重要であることから、各都道府県等におかれては、可能な限り、放課後児童クラブの職員が研修を受講することができるよう、今後も積極的に研修を実施するとともに、認定資格研修の実施に当たっては、市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
- ・受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

各放課後児童健全育成事業者においては、職員に対し、認定資格研修をはじめ、その資質の向上のための研修の受講機会を十分に確保していただくようご配慮いただきたい。

また、現在、令和5年3月31日までに研修を修了することを予定している者まで、子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）の算定上の「放課後児童支援員」とする経過措置を設けているところ、本経過措置が終了することを踏まえ、研修受講の要件については、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合には、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする予定である。

iii 認定資格研修修了に係る経過措置延長について

認定資格研修修了に係る経過措置の延長が622か所(95.8%)の自治体で行われている。

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するものであり、事業の質を高める上で極めて重要であるが、令和

4年5月1日現在における放課後児童支援員の認定資格研修の修了者数は96,075人であり、その修了率は93.6%となっていることから、設備運営基準に定める放課後児童支援員の基礎資格を有する全ての者が認定資格研修を受講できるよう、研修受講機会の拡充等の環境整備に努めていただきたい。

iv 職員の考え方について

職員の考え方に関する改正が2か所(0.3%)の自治体で行われている。

具体的な改正内容は、いずれの自治体においても、「原則専任だが、兼務規定を国の基準より幅広くしている」というものであった。

v 事業者や利用者に対する説明等

条例改正実施済みと回答した649か所の市町村について、条例の内容等を周知・説明していない自治体が78か所(12.0%)となっている。

(条例の内容等の説明)

- ・事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した 132か所(20.3%)
- ・事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した 422か所(65.0%)
- ・利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した 17か所(2.6%)
- ・実施していない 78か所(12.0%)

事業をいかなる体制で運営する場合であっても、利用者の安全の確保について最大限留意し、子どもが安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要である。そのため、市町村が、地域の実情に応じて条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、子どもの安全や事業の質が確保されることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。

一般的には、当該条例の制定過程において、利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について、十分説明責任を果たすことが必要であると考えられることから、条例改正にあたっては、事業者や利用者に対して、わかりやすく丁寧な説明を行うなど、市町村においては適切な対応をとられたい。

② 地方分権一括法により改正された人員配置・資格要件基準について

地方分権一括法において参酌化された設備運営基準については、「施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育

成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされている。

これまで3カ年にわたり、市町村における条例改正等の状況等に関する調査を行ってきたところ、放課後児童支援員等の員数等について設備運営基準と異なる規定を設けている市町村においても、原則として設備運営基準と同様の職員配置としつつ、利用児童が少ない事業所や利用児童が少ない特定の時間帯・曜日に限り、放課後児童支援員の1人配置を可能にするなど、こどもの安全の確保等に留意しながら、地域の実情にあわせた運営がなされていると考えられる。こうした状況や、「第138回地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」における意見を踏まえ、本基準については、引き続き参酌すべき基準とする。

市町村におかれては、地域の実情に応じて、設備運営基準と異なる基準を条例で定める場合には、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、こどもの安全の確保等に最大限留意し、市町村の責任のもと、放課後児童クラブの運営が適切に行われるようお願いする。

(3) 放課後児童対策関係予算について

令和5年度予算案については、「新プラン」に基づき、2023年度末までの約30万人分（約122万人から約152万人）の新たな受け皿確保に向け、放課後児童クラブの運営費及び整備費の補助を行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。

また、放課後のこどもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上及び安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等の実施など、放課後児童対策を推進するために必要な予算を計上している。

(関連資料6参照)

① ソフト面（運営費）について

令和5年度予算案においては、「新プラン」に基づき、約152万人分の受け皿の確保に必要な運営費を計上している。

また、放課後児童クラブの待機児童解消に向けて、

- ・ 待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外等の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助（放課後児童クラブ運営支援事業）の対象に、プレハブ設置に係る経費（リース代）を加えるとともに、
- ・ 待機児童が発生している市町村等において、放課後児童クラブの

利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用をあっせんするとともに、障害児の受入に向けた利用調整支援を行うために必要な経費を計上しており、積極的な事業の実施をお願いしたい。

なお、現在、令和5年3月31日までに研修を修了することを予定している者まで、子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）の算定上の「放課後児童支援員」とする経過措置を設けているところ、本経過措置が終了することを踏まえ、研修受講の要件については、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合には、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする予定である。

② ハード面（整備費）について

令和5年度予算案においては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の見直し

イ 引き続き、放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等の国庫補助率の嵩上げの実施

- ・ 公立の場合の国庫補助率 1 / 3 → 2 / 3
- ・ 民立の場合の国庫補助率 2 / 9 → 1 / 2

を予定している。

③ 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携又は一体的実施に向けて （関連資料7参照）

「新プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して事業を実施し、放課後のこどもの居場所機能の強化を図るため、両事業に関わる者の連絡調整の場の設置、連携に資する事前準備から事業実施の検証を行う「放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業」を令和4年度第二次補正予算に計上したところである。

自治体におかれては、両事業の連携又は一体的実施の促進に向け、学校施設の利用促進の観点も含め、両事業を利用するこどものためにどのようなことができ、連携又は一体的な実施に向けてどのような課題があるのかを、具体的に検証する本モデル事業の実施を検討していただきたい。

なお、本モデル事業については、令和5年度においても引き続き実施する予定であり、詳細については追ってお示しする。

また、本モデル事業を実施する予定がない市町村におかれても、「新

プラン」の趣旨を踏まえ、放課後児童クラブ、放課後子供教室、学校・教育委員会関係者等間における協議を継続的に行い、放課後のこどもの居場所について、より良い環境を整えられるようご尽力いただきたい。

④ 放課後児童支援員等の人材確保について（関連資料 8・9 参照）

放課後児童健全育成事業の適切な運営を図るとともに育成支援の質の確保及び向上を図るためには、放課後児童支援員等の処遇改善に努めることが重要である。

このため、

- ・ 平成26年度より、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員等処遇改善等事業、
- ・ 平成29年度より、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、
- ・ 令和4年2月より、放課後児童支援員等の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるために必要な経費を補助する放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）（令和4年2月～9月までは、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業）

を実施している。放課後児童支援員等の人材確保に向けては、処遇の向上が重要であることから、各市町村におかれては、各処遇改善事業を積極的に活用いただき、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組んでいただきたい。

なお、公営の放課後児童クラブの職員に対する賃金改善については、「公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について」（令和3年12月24日総行給第80号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）において改善例が示されているので、参考にさせていただきたい。

⑤ 放課後児童対策の推進について

放課後児童対策の推進を図るため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として児童館、公民館等の既存の社会資源の活用による放課後のこどもの居場所の提供や、小規模・多機能による放課後のこどもの居場所の確保を促進するために必要な予算を計上している。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、ア 放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業の実施

イ 保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員を支援対象とした場合の国庫補助の加算

ウ 市町村において放課後児童支援員に対し就職相談等の支援を行う場合の国庫補助の実施に必要な予算を計上している。

なお、放課後児童クラブを利用できない児童に対して、放課後児童クラブ以外の居場所を提供する「放課後居場所緊急対策事業」については、これまで、「主に4年生以上を対象」としていたところ、全学年を対象を拡大する予定である。

各都道府県、市町村におかれては、放課後児童対策の充実に向けて、各種事業の実施について積極的にご検討いただきたい。

⑥ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の資質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

放課後児童クラブは、放課後のこどもの「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、支援の質の確保・向上を図る観点から、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、可能な限り、放課後児童クラブの職員が認定資格研修や資質向上に向けた研修を受けられる機会を確保いただくようお願いする。

各市町村におかれては、管内の放課後児童クラブの職員が各種研修を受講できるよう、研修日程等について管内放課後児童クラブへの情報提供をお願いする。

⑦ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援について

(関連資料10・11参照)

i 令和4年度第二次補正予算について

放課後児童クラブにおいて、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、

- ・ 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費
- ・ 感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費

を補助することとしている。

「事業を継続的に実施していくために必要な経費」の具体的な内容としては、職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用

(緊急雇用に係る費用、割増賃金、手当等)や職場環境の復旧・環境整備等に係る費用(消毒清掃費用等)に充当していただくことを想定している。

また、放課後児童クラブの職員の業務負担軽減等を図る観点から、連絡帳の電子化やオンライン会議の実施等に必要な経費や、外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための経費など、放課後児童クラブのICT化を推進するための経費も計上している。

なお、感染症対策に関する事業における地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるため、各市町村におかれては、支援を必要とするすべての放課後児童クラブへ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

ii 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応に係る財政支援等について

現在、子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)において、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する場合等への財政支援や、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等に市町村が保護者へ返還する日割り利用料への財政支援を行っている。

この財政支援については、新型コロナウイルス感染症感染拡大初期段階において、地域における感染拡大を防ぐ観点から小学校の臨時休業を要請する中で、放課後児童クラブは原則開所していただくことを要請してきたことや、市町村からの要請により放課後児童クラブを臨時休業した場合等に利用料を保護者に返還する必要が生じたこと等から、その対応に係る費用への補助を行ってきたものである。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策は新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、小学校における臨時休業の状況についても全国的に低い水準となっていることから、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応に係る財政支援等については、令和4年度をもって終了することとしているのでご承知おきいただきたい。

⑧ 10人未満の放課後児童クラブについて

受入児童数が10人未満の放課後児童クラブのうち、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合は、平成27年度から国庫補助対象としている。

また、国庫補助対象となる10人未満の放課後児童クラブについては、

毎年、厚生労働大臣への協議を実施している。一方、前年度において結果的に10人未満となった放課後児童クラブについての遡りの協議は受け付けていないので、協議時点で受入児童数が10人以上の場合でも、年度を通じて10人未満となる可能性がある場合には、協議を行っていただきたい。

⑨ 会計検査院の処置要求事項への対応について（関連資料12参照）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関する平成30年度及び令和元年度に実施した会計検査の結果、利用児童が少ない土曜日等の開所要件を満たしていなかった放課後児童クラブがあり、その要因について、以下の指摘内容が確認されたことから、会計検査院法第34条に基づく是正改善の処置が求められたもの。

（指摘内容）

ア 土曜日等の低利用開所日は複数の支援単位を合同するなどして支援員等を2人配置していれば、全ての支援単位において開所日や開所時間として取り扱うことができると誤認。

イ 土曜日等の低利用開所日であれば、一の支援単位ごとに支援員を1人配置するなどしていれば、開所の要件を満たしているとして、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤認。

ウ 開所日に配置する支援員の勤務時間割を事前に作成して体制を整えてさえいれば、開所予定日には実際に開所しなくても、開所の要件を満たしているとして、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤認。

内閣府及び厚生労働省として以下の対応を行っているので、内容についてあらためてご承知おきいただきたい。

（処置要求後の対応）

ア 内閣府において過大に交付されていた自治体に対して、速やかに返還手続きを取るよう通知。

イ 内閣府においてチェックシートを作成し、都道府県や市町村は事業実績報告書を提出する際に、必要な確認審査を実施。また、全ての自治体に対し、検査結果と同様の事案が無いかどうかの調査を実施。

ウ 厚生労働省において全ての市町村に対し、利用児童の少ない日の開所要件について、再度、周知徹底を図る。

また、第208回国会における「令和2年度決算審査措置要求決議（令和4年6月13日）」において、再度、放課後児童健全育成事業における、利用児童が少数の土曜日等の支援員の配置等に係る開所要件の周知徹底が求められたところであり、令和4年6月24日付け事務連絡で、土

曜日等の利用児童が少数の場合の開所要件等についてあらためて周知しているため、利用児童が少ない土曜日等における交付金の算定について適切に対応いただくようお願いする。

⑩ 障害児の受入れ体制の確保について

放課後児童クラブにおける障害児の受入れについては、令和4年5月1日現在で、15,801クラブ（全クラブの59.2%）で53,813人となっており、年々着実に増加している。

また、第210回国会における衆議院の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、放課後児童クラブのインクルーシブ化を推進することが盛り込まれている。

障害の有無に関わらず、こども同士が交流し、お互いを理解し合い、共に成長することができる環境を整えることは、こどもの健全育成の観点から大変重要であり、また、障害のあるこどもの保護者の就労を支援する観点からも重要なものである。

障害児の受入れ体制の確保に向けては、これまで障害児の受入れに必要な専門的知識を有する職員の配置に要する経費や医療的ケア児の受入れのための看護職員等の配置に要する経費等への支援を行っているところである。

また、学校敷地外の放課後児童クラブと学校・自宅との間の送迎の実施に必要な経費への補助も行っているところである。

これらの補助については、令和5年度予算案においても引き続き計上しているところであり、各市町村におかれては、管内放課後児童クラブと相談しながら、放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進に向けて、国庫補助の活用を含め、積極的に取り組んでいただきたい。

（参考）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（令和4年11月8日 衆議院厚生労働委員会）（抜粋）

九 放課後児童クラブのインクルーシブ化を推進するとともに、障害児の特性に応じた適切な支援に努めること。

（4）放課後児童クラブの質の確保等について

① 都道府県等認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第10条において、

放課後児童支援員となるためには、都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県等認定資格研修講師養成研修を実施しており、令和5年度も引き続き実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、令和4年度と同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県等認定資格研修の実施 （関連資料13参照）

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、設備運営基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、研修を委託により実施するに当たっては、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

放課後児童支援員のうち当該研修を修了した者の割合は、令和4年5月1日現在で93.6%であった。都道府県等におかれては、放課後児童支援員の質の確保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、可能な限り、研修受講の機会を確保いただくとともに、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童クラブの運営費において、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、令和5年3月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者であれば放課後児童支援員としてみなすことができる経過措置を設けている。令和5年度からは、

本経過措置が終了することを踏まえ、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合には、放課後児童支援員としてみなすことができることとする予定である。

なお、このような場合でも、放課後児童支援員の質の確保を図る観点から、早期に研修を受講いただくことが望ましいため、都道府県等におかれては、当該者が早期に認定資格研修を受講できるよう機会の確保に努めていただきたい。

研修の実施にあたっては、市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・ 認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
- ・ 受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

また、研修の内容を実施要綱（「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」）に則ったものにするとともに、都道府県等において研修の内容の検討、検証に努めていただきたい。

なお、指定都市、中核市が所在する都道府県においては、都道府県、指定都市、中核市の間で十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、都道府県内全体として研修受講機会の確保、研修内容の質の確保に努めていただきたい。

加えて、研修の開催に当たっては、遠隔地での実施を容易にすることや、感染症対策等の観点から、オンライン研修の導入を検討・実施している都道府県等もある。導入に際しては、認定資格研修の趣旨を損なわないことが求められることから、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、オンライン研修を同時に複数箇所で行った効果的・効率的に実施できる手法の実施手順や留意点等を整理していることから、内容についてご確認いただき、適切な実施をお願いしたい。

③ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該研修事業を活用するな

どして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該研修事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修や通信形態による研修も対象となるため、地域の実情に応じて対象者が容易に研修受講できるようご検討いただきたい。

④ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用について

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、こどもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して放課後児童健全育成事業に従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、こどもとどのような視点で関わるのが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成しているので、関係者に周知いただきたい。なお、令和2年度より都道府県等認定資格研修のテキストとして当該解説書を使用することを必須としているので、ご了知いただきたい。

また、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただき、こどもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針及び解説書を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針及び解説書の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい。

⑤ 放課後児童クラブの運営内容の評価等について

設備運営基準第5条第4項及び運営指針第7章において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努めるものとしている。

自己評価の実施率については、令和4年5月1日現在で55.9%となっている。自己評価は職員個人の取組を基礎としながら、職員としての議論を経て、その課題等が共有され、放課後児童クラブ全体で育成支援の質の向上に取り組むきっかけを得る上で重要な取組であること

から、各市町村においては放課後児童健全育成事業者に対する実施ならびに結果公表につき周知いただきたい。その際、令和元年5月7日付け事務連絡において周知させていただいた「自己チェックリスト」を適宜ご活用いただきたい。

また、「放課後児童対策に関する専門委員会」中間とりまとめ（平成30年7月27日）では、質の確保のために第三者評価の導入が提案されている。

このような状況を踏まえ、令和元年度ならびに令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において第三者評価を実施する上での必要な方策や事項を明らかにすると共に、福祉サービス第三者評価事業の枠組みにおける放課後児童クラブ版の評価基準ガイドラインについて検討し、「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日付け子発0329第8号、社援発0329第36号）を発出し、周知したところである。

各都道府県においては、通知内容を了知の上、都道府県推進組織、管内市町村等の関係者に対する周知をお願いしたい。

なお、放課後児童クラブの運営費において、令和3年度より、第三者評価を受審した場合に必要な費用に対する補助を実施しているところである。当該事業は、この評価基準を利用した第三者評価機関との契約による評価実施を想定しているため、ご了知いただきたい。

⑥ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）や「保護者が在宅勤務の場合における放課後児童クラブの入所決定について」（令和4年6月30日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）を発出しているため、ご了知願いたい。特に、放課後児童クラブの待機児童については、「イ 情報収集及び利用手続等について」の趣旨をご理解の上、適切な把握に努めていただきたい。また、行政手続きコストの削減の観点から、事業者からの届出等については郵送やメールでの申請を受け付けるなど、事業者が申請に要する時間の削減を図れるよう検討いただきたい。

ア 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、こどもの受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところ

るもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべきこどもの考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用されるこども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ こどもが障害を有する場合
- ・ 低学年のこどもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられるこども
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

イ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を的確

に把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが求められているので、ご対応いただきたい。

ウ 保護者が在宅勤務の場合における放課後児童クラブの入所決定について

「規制改革推進に関する答申」(令和4年5月27日規制改革推進会議)において、放課後児童クラブにおける入所決定の在り方に関し、保護者が在宅勤務の場合に、居宅外就労と比べて入所の優先度(利用調整指数)が低くなる取り扱いを受けている事例があることについての是正措置を講ずるべきとの指摘がなされた。

入所決定については、保護者が居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって、一律に点数に差を設けること等はせず、家庭の状況、こどもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で判断すべきものであり、各市町村におかれては、こうした家庭の状況等を踏まえ、適切にご判断いただくとともに、管内放課後児童クラブへの周知をお願いします。

⑦ 放課後児童支援員の雇用にあたって (関連資料14・15参照)

運営指針第4章1(3)で示している通り、育成支援を行うに当たっては、こどもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用は、長期的安定した形態とすることが求められる。また、放課後児童支援員等の人材の確保にあたり、長期にわたって安心して就業できるよう、勤続年数等に応じた賃金改善の実施などの処遇改善にも努めていただきたい。

これは、指定管理者制度により放課後児童クラブを運営する場合や会計年度任用職員制度により放課後児童支援員を雇用する場合も同様である。なお、指定管理者制度及び会計年度任用職員制度の運用に当たっては、総務省より通知が発出されているので、当該通知も参考に適切な放課後児童支援員の雇用に努めていただきたい。

⑧ 市町村における放課後児童クラブの基礎情報の公開等について

「令和4年(2022年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和4年(2022年)5月1日現在)」において、市町村のホームページ等に放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開している市町村数は、放課後児童クラブを実施している1,627か所のうち、1,528か所(93.9%)となっている。放課後児童クラブの利用を希望する保護者が利用したい放課後児童クラブを選択でき

るよう、放課後児童クラブを実施している全ての市町村において、基礎情報の公開に努めていただきたい。

また、放課後児童クラブにおいても、「放課後児童クラブ運営指針解説書」において、「放課後児童クラブの運営主体は、利用の募集に当たり、事業目的・内容、利用要件、利用料、申込手続方法等についてわかりやすく掲載した入所案内を作成した上で、放課後児童クラブの利用を希望する保護者に必要な情報を提供することが求められます。」とされていることから、利用要件等の入所案内について、ホームページに掲載するなどにより、広く周知するとともに、利用する保護者が、当該放課後児童クラブが児童福祉法に基づく届出をしている放課後児童クラブであることが分かるようにしておくこと等に努めていただきたい。

⑨ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議院及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生のこどもの保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）
（抜粋）

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

(5) 放課後児童クラブにおける安全確保等について

① 放課後児童クラブにおける事故防止について

運営指針第6章等において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、こどもが安全に安心して過ごせるために放課後児童クラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導をお願いしたい。また、こどもの支援にあたっては、職員体制を整え、こどもの安全はもとより職員も含めた事故やケガの防止に向けた対策を組織として講じていただくようお願いしたい。加えて、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」(平成30年7月11日付け子子発0711第2号。)や「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について(依頼)」(令和3年10月18日付け子子発1018第1号。)を发出しており、通知内容を了知の上、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における児童の安全確保に努めていただくようお願いしたい。

なお、設備運営基準において、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け通知)に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

について報告をお願いしているところである。

集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了解願いたい。

② 放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果(フォローアップ調査結果)について (関連資料16参照)

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」等を踏まえ、令和3年10月に、全国の自治体に対して、安全点検の実施と結果

の報告をいただき、令和4年5月にフォローアップ調査を実施させていただいた。

全国4,312クラブにおいて安全点検を実施し、危険と考えられる箇所は6,139箇所発見され、このうちフォローアップ調査時点において未対応だった箇所は493箇所となっていた。未対応の493箇所のうち、491箇所はクラブや学校から利用児童等に対して注意喚起が行われる予定

(又は行われている)という状況であり、各市町村、各クラブにおいてはご対応いただき感謝申し上げます。放課後児童クラブを利用することの安全確保に向けて、来所・帰宅経路の安全点検については、今後も継続的に行っていただくようお願いする。(未対応の493箇所のうち、2箇所については、当該経路を利用する児童がいないため対応未定)

また、学校、警察、道路管理部局等から構成される「通学路の交通安全確保の推進体制」(以下「推進体制」という。)への参画状況については、放課後児童クラブを実施している市町村の約3割となっている。未参画の市町村におかれては、来所・帰宅経路の安全確保に向けて、推進体制への参画を積極的にご検討いただくとともに、推進体制に参画していない場合であっても、学校、警察、道路管理部局等と個別に情報共有できる体制を構築いただき、放課後児童クラブを利用することの安全確保に向けた対応を行っていただきたい。

③ 児童福祉施設等における業務継続計画等について

(関連資料17参照)

令和4年11月30日に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。)が公布され、令和5年4月1日より施行される。

改正省令では、児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書(令和4年1月31日とりまとめ)を踏まえ、児童福祉施設、小規模住居型児童養育事業所、家庭的保育事業所等、児童自立生活援助事業所及び放課後児童健全育成事業所に対して、

- ・ 業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。定期的業務継続計画の見直しを行うこと
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること

を努力義務として定めている。

「児童福祉施設等における業務継続計画等について」(令和4年12月23日付け事務連絡)において、業務継続計画の策定にあたって配慮す

べき事項をまとめたガイドラインや業務継続計画のひな形等について周知を行っているので、ガイドライン等を参考にしつつ、業務継続計画の策定を進めていただきたい。

④ 放課後児童クラブ等における安全計画の策定について

(関連資料18参照)

第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われた。

上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、放課後児童健全育成事業や児童館については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所・施設において策定することを義務付ける（令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から義務化）こととしている。

「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月21日付け事務連絡）において、安全計画を各放課後児童クラブ等に策定いただくにあたり、既存の取組を踏まえた留意事項等をお示ししているので、各都道府県・市町村の放課後児童クラブ等の担当部局におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の放課後児童クラブ等に対して遺漏なく周知していただくようお願いする。

⑤ 放課後児童クラブにおけるバス送迎にあたっての安全管理の徹底について

(関連資料19・20参照)

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、令和4年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられた。

令和4年12月28日付けで「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）」が公布され、同省令において、放課後児童健全育成事業所においても、設備運営基準において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることとなっている。

各市町村におかれては、設備運営基準の改正を踏まえた条例改正の
手続き等を進めていただくとともに、管内放課後児童クラブに対する
周知徹底をお願いする。

放課後児童クラブについては、こどもの自動車への乗降車の際に、
点呼等の方法によりこどもの所在を確認することが義務づけられる。

なお、送迎用バス等への安全装置の設置については義務づけの対象
外となっているが、安全装置の設置に係る費用は国庫補助の対象（1
台当たり8.8万円）となっているので、詳細は厚生労働省が発出する補
助要綱等を参照いただき、送迎用バス等への安全装置の設置について
積極的に検討していただきたい。

また、安全装置については、国土交通省が令和4年12月20日に策定
したガイドラインに適合したものである必要があり、内閣府ホームペ
ージにおいて適合した装置のリストを公表しているのご確認いただ
きたい。

(参考)「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライ
ン」に適合する安全装置のリスト（内閣府ホームページ）

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/
list.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html)

⑥ 放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項について

設備運営基準第12条において、「利用者に対し、児童福祉法第33条の
10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行
為をしてはならない」としている。児童福祉法第33条の10各号に掲げ
る行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく、すべ
てのクラブにおいて、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に
行っていただくことが必要である。

(参考：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為)

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴
行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等を
してわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又
は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による
前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての
養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その
他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないかを十分に確認することが望ましい。

なお、運営指針において、以下のとおり規定していることから、放課後児童支援員等の採用にあたって参考にさせていただくとともに、適切な人材の採用及び人材育成に努めていただきたい。

【運営指針】

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動はこどもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。
 - ・ こどもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
 - ・ 児童虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
 - ・ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
 - ・ 守秘義務を遵守する。
 - ・ 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
 - ・ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
 - ・ 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
 - ・ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

⑦ 放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について (関連資料21参照)

先般、静岡県裾野市の保育所において不適切な保育が行われたという事案が発生するなど、全国で不適切な保育が行われた事案が発生している。

放課後児童クラブにおけるこどもへの支援にあたっては、設備運営基準第12条の規定や運営指針等に基づき、各市町村や各クラブにおい

て、これまでも虐待等の不適切な事案発生の防止に努めていただいているところであるが、引き続き、放課後児童クラブにおけるこどもへの支援が適切に行われるよう、各市町村におかれては管内放課後児童クラブに対し、注意喚起をお願いする。

また、「放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について」（令和5年1月23日付け事務連絡）において、虐待等の不適切な行為の防止や、虐待等の不適切な行為が疑われる事案が発生した場合の対応等についてお示ししているもので、内容をご確認いただくとともに、各市町村におかれては管内放課後児童クラブへの周知徹底をお願いする。

4. 利用者支援事業について

（1）利用者支援事業の推進について（関連資料22・23参照）

① 利用者支援事業の取組について

子ども・子育て支援法第2条第1項第3号には、「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されている。

これを受けて市町村には、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、その計画において潜在的なニーズも含め、地域の子育て家庭や妊産婦等（以下「利用者」という。）の多様なニーズを把握し、需要の見込みを立てるとともに、これに応えるべく、多様な子育て支援に関する施設や事業等を組み合わせ、計画的に供給体制を整備していくこととなっている。

しかしながら、子育て支援に関する施設や事業等を実際に利用する利用者が、自らのニーズを把握し、多種多様な施設や事業等の中からどれを利用するのが適当なのか自ら判断・選択することは必ずしも容易でなく、また自らのニーズ自体を的確に認識できない場合も多く見受けられる。

利用者支援事業は、こうした状況において適切に対応することを目的に「一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する」という大きな目標の下、

ア 利用者支援

利用者にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する。